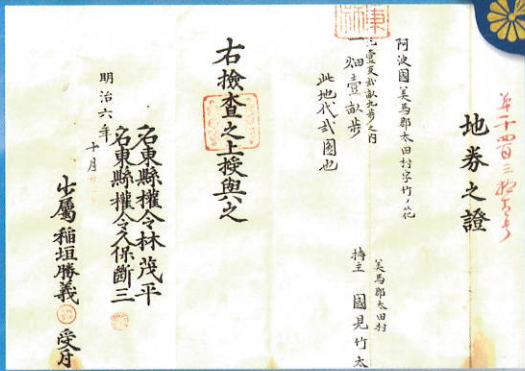
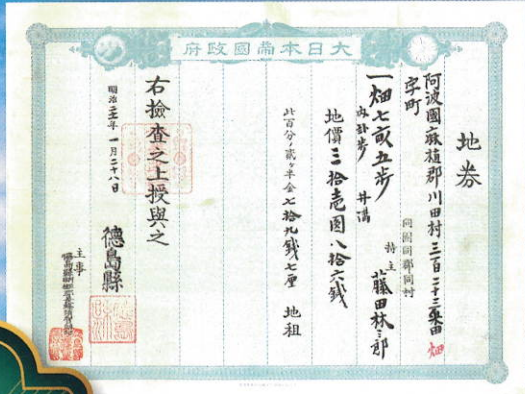


第66回
企画展

第103号
地券之證



地券



地券と 土地台帳

— 地租改正150年 —
展

入場 無料

令和5年

令和5年

期間

8月1日 火 ~ 10月22日 日

開館時間 / 午前9時30分 ~ 午後5時

場所

徳島県立文書館 2階 展示室

休館日

毎週月曜日・毎月第3木曜日(祝日の場合は翌日) 8月14日(月)は開館

展示解説

〈 担当職員によるやさしい展示解説 〉

8月20日[日]、9月13日[水]、
10月7日[土]

いずれも 午後1時30分 ~ 午後2時30分

会場 / 文書館 2階 講座室・展示室



文化の森総合公園 徳島県立文書館
Tokushima Prefectural Archives

〒770-8070 徳島県徳島市八万町向寺山
TEL.088-668-3700 / FAX.088-668-7199
<https://archive.bunmori.tokushima.jp>



ごあいさつ

夏から秋にかけての文書館第六十六回企画展のテーマは、明治六年（一八七三）七月の「地租改正条例」発布から百五十年を迎えた「地租改正」とすることにしました。文書館に集まってきた県下の様々な史料には、明治維新の大改革のひとつである地租改正を行うにあたっての古文書が多数残されています。それらを利用して、徳島県という一地方での地租改正のあり方を紹介します。

古代律令制の税制である租以来、税の中心は田畑の収穫物の一部を年貢として納めるものでした。その形は豊臣秀吉の太閤検地で村ごとの検地帳を台帳とした年貢制度の確立により安定し、長期にわたる江戸時代の財政運営を支えました。しかし、収穫量を基準としたため、土地の違いや、豊作・凶作により大きく年貢量が変わって税収が安定しないという欠点がありました。

明治政府は歳入の安定化を図ろうと、地価を基準として租税を取るため土地一筆ごとに地券を発行し、そこに書かれた地価の三％を金銭で税として納めさせることとしました。その年の農産物の収穫量ではなく、土地の地価を基準に、収穫物（現物）ではなく金銭で納めさせる地租改正は、国の税制の根本を変える一大改革でした。

その後の社会変動により、昭和に入ると個人や法人の所得にかかる所得税（現在の収入の約十八％）、法人税（現在の収入の約十三％）が税の中心となり、さらに最近では物の売買などにかけられる消費税（現在の収入の約二十％）が最も大きな税となっています。土地などの財産にかけられる税は固定資産税となり、地方税である市町村税の主な財源として残されています。

こうした、地租改正の関係史料は、当館で収蔵する県下の家文書中に様々な形で含まれています。未筆ながら、史料をお寄せいただいた関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和五年八月一日

徳島県立文書館長

金原

祐樹



年貢から 地租へ

江戸時代の土地の基本台帳である検地帳には、一筆毎に検地によって確定した面積や地目、等級、その土地の生産力を米で表した石高（草高）、及びその土地の保有者で年貢負担者である名負人が記載されていた。この石高に免（税率）を掛けたものがその年の年貢高となり、例外はあるものの原則として米などの現物で納められていた。徳島藩では一つの村の中に藩の直轄地である御蔵地と家臣などの給人に与えられた複数の給知（知行地）が混在しているのが一般的で、個々の給人の給知に対する支配権は最後まで強固に残存していた。年貢徴収の責任を負う庄屋などの村役人は、個々の土地についてその時点での実際の保有者、等級や石高、分筆などの最新の情報や、さらに、その土地が御蔵地なのか誰かの給知なのかを把握しておく必要があった。庄屋の家などに残されている検地帳の

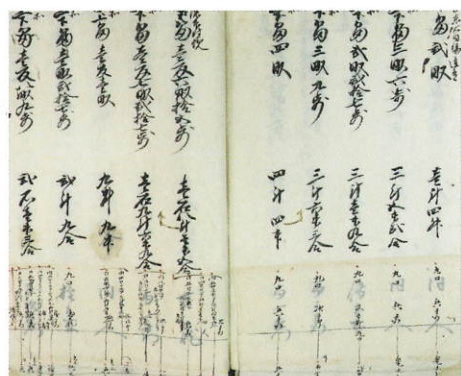
下部に貼紙をして最新の情報を書き込む腰張帳や、一筆毎に検地帳の記載内容などを書き込む知行絵図（給知絵図）はそのような必要から作成されたものと考えられる。

幕府は田畑の永代売買を「原則」禁止していたが、必要に迫られた人々は各地でさまざまな「抜け道」を模索していく。近世中期以降の徳島藩では、譲渡や五年切売などの形を取って売買が行われていた。また、阿波では上毛（表面）保有権と底地（検地帳登録）保有権が別で、底地の保有権者は売買後何年経過していても、売買の代価を支払えばその土地を上毛保有権者から取り戻すことができる無期限の請け返し慣例上認められていた。このことが後の地租改正作業に大きな影響を与えることになる。

国家財政安定化の必要性に迫られた明治政府は、江戸時代以来の土地・税制度に一大変革を加える地租改正作業に着手する。明治五年（一八七二）、政府は田畑の永代売買を解禁し、いわゆる壬申地券が発行される。翌六年、地租改正作業がスタートし、壬申地券に代わる改正地券が発行される。地租改正作業は明治八年の内務・大蔵両省への地租改正事務局設置により本格化するが、各地でさまざまな軋轢が表面化し、各地で地租改正反対一揆が起こっている。

阿波の場合、江戸時代以来の上毛（表面）・底地（検地帳登録）両保有権の一本化が大問題となり、これが明治六年に発生する弥十郎騒動の原因となっていく。

地租改正作業は明治十四年（一八八一）に終了する。これによりわが国では近代的土地所有権と、地価を基準に地租が賦課される全国統一の近代的税制度が確立する。明治前期の国の財政は全面的に地租に頼っていたが、産業構造の変化とともに国税中に占める地位は次第に低下していき、大正年間には酒造税や所得税（当初は法人税と未分化）に抜かれていく。戦後の税制変革により昭和二十二年（一九四七）に地租は地方税に委譲され、同二十五年には固定資産税の新設に伴い廃止される。



▲板野郡竹瀬村宝永五年御検地御帳之内御給知書抜帳ひかへ

安政7年（万延元年・1860）に作成された腰張帳の一例。宝永5年（1692）の検地帳の写に、文化期（19世紀初）と安政7年の情報が記されている。

地租改正条例 徳島県

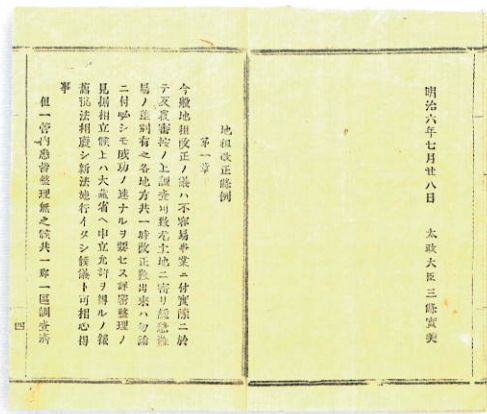
明治六年（一八七三）七月、地租改正の基本法令となる地租改正法が公布される。この法令に地租改正施行規則・地方官心得書とともに付されたのが地租改正条例である。地租改正条例では、旧来の貢租法を廃止し地価に基づく地租を徴収する新税法を施行すること、年ごとの収穫量による税の増減は行わないこと、田畑の称を廃し耕地とするなどの地租改正の趣旨を規定し、地域ごとに異なる税制を全国で画一的に施行するとした。ただ、この事業を進めることは容易ではなく、地域差が生じることも当初から予測されていた。

このような中、県内の地租改正はどのように進められていったのか。徳島県（当時は名東県）では、まず明治五年（一八七二）にすべての土地に対して土地所有者へ地券を発行するとのも通達を出し、翌六年に地租改正の実施を布達する。地券発行においては、土地所有者を明らかにし、上毛と底地の二重となっていた土地の権利を一

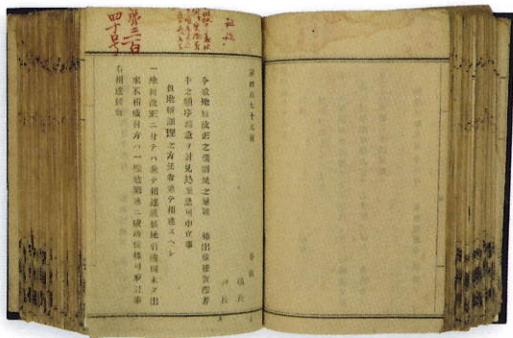
つにする必要があった。そのため、実質的に無期限質入状態であった土地に対して、質入年限を明示するなど地所の質入・書入の証文を書換えるよう数度にわたり通達している。県内に残る「御用留」には、地券発行に関わる覚書など地租改正関連の通達を書き留めたものがいくつも綴られており、細かな事例に対する県からの通達が頻繁に出されていたことがわかる。また、明治期に副戸長を勤めていた富永家に残る「改正調村々心得方」には、地押丈量や地価算定など現地調査に必要な人員数や調査日数の目安などが書き上げられており、村々での作業状況がうかがい知ることができる。

明治八年（一八七五）、県庁内に地租改正係を設置し作業の専従体制を整えた。さらに実地作業の手引書となる「地租改正二付人民心得書」などの公布を経て、県内の地租改正作業は本格化していく。明治十一年（一八七八）には、県庁（当時は高知県徳島支庁）設置の地租改正係以外にも鴨島（現吉野川市）など三か所に出張所を増やし、地区ごとの取扱い事務を分担している。同じ時期に、各村地主の代表者とし

て地主総代などを選出し、官員や正副戸長の下で土地の地位地価の適正をはかる責任者とした。さらに、地券書換えを見合せるとの通達は、この時期に地租改正作業を集中して進めるためとも考えられる。市街地や耕地・宅地・塩田などの地租改正作業は、翌年十一月に完了した。この後着手した山林原野などの作業が終わる明治十四年（一八八一）九月をもって、県内の地租改正作業はおおむね完了する。県下では反別二十三万八千町歩余の土地が整理され、地租額は七十三万円余となった。全国的にも作業がほぼ完了したこの年、地租改正事務局が閉鎖され、作業の基となった条例も明治十七年（一八八四）の「地租条例」公布により廃止された。



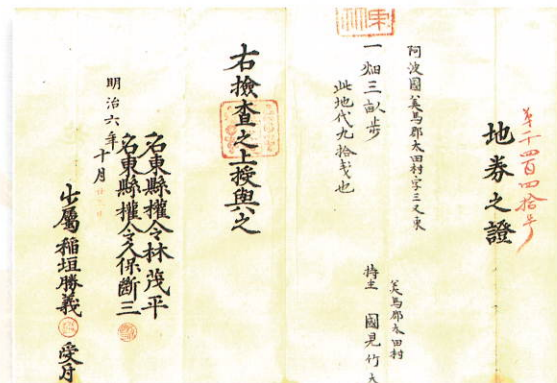
▲地租改正条例冒頭



▲地租改正実施の布達

てまごてまな 地券

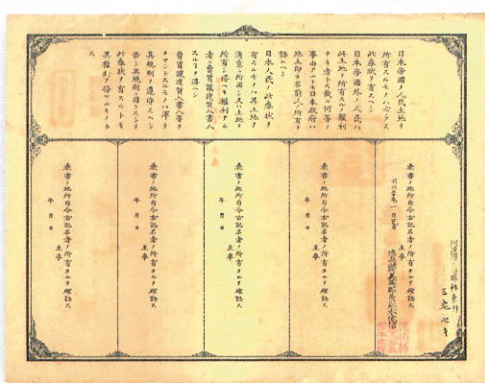
教科書でもおなじみの地券だが、その実物をご覧になったことはあるだろうか。地券とは、明治初期の地租改正に際して発行された土地の権利証のことをいう。府県庁は土地の所有者に地券を交付するとともに、地券台帳を作成し、一村ごとの反別地価合計を調査して大蔵省租税寮へ申告



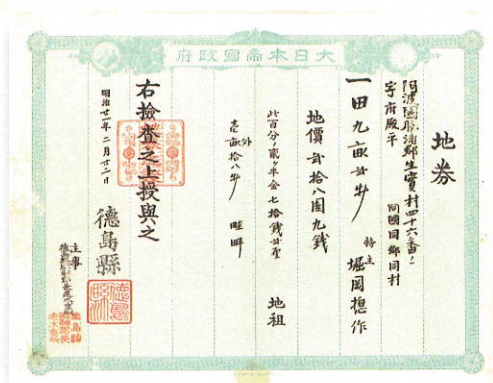
▲写真1 地券之証 (壬申地券)



▲写真2 地券 (改正地券)



▲写真3 地券 (改正地券・裏面)



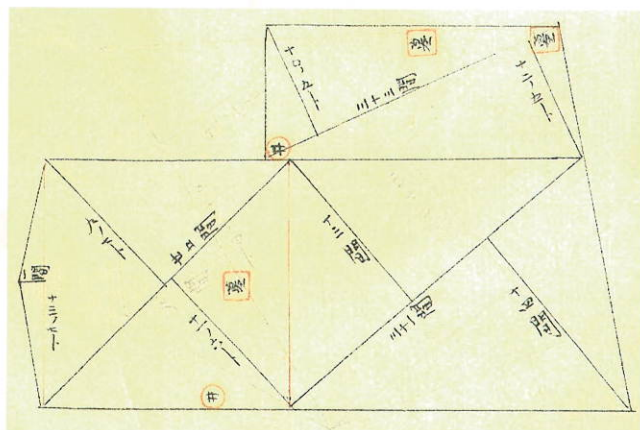
▲写真4 地券 (改正地券)

した。地券は大きく分けて壬申地券と改正地券の二種類があり、どちらも土地所有権と納税義務を表示するものである。明治五年（一八七二）から発行が開始された和紙製の地券は、同年の干支が壬申であったことから壬申地券と呼ばれている（写真1）。壬申地券は検地帳などをもとにして、所有者・所在・地目・段別・代価が記載されている。地券の用紙は各府県で準備したため、府県ごとに紙幅や紙質に大きな差がある。その後、地租改正事業の進行に応じて、その確定結果を記載した新しい改正地券に切換えられていく（写真2）。紙幣寮刷版局（のちに大蔵省印刷局）が印刷した洋紙製の改正地券には、壬申

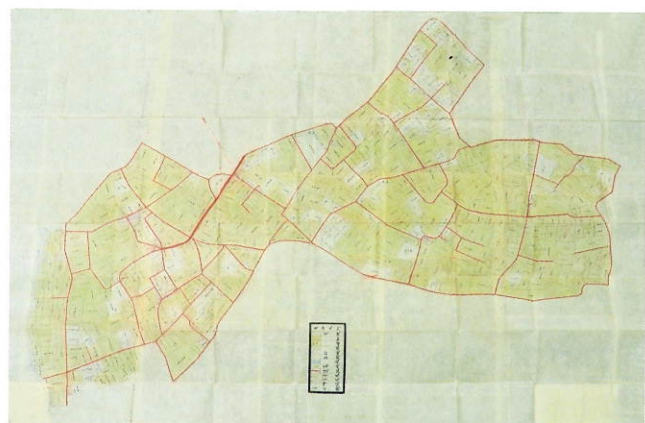
地券の記載事項に加えて地租が記載されている。当初は所有権の移転ごとに地券の書換えを行う書換方式がとられたが、明治十二年（一八七九）からは一枚の地券の裏面に所有者の履歴も記載する裏書方式が採用された（写真3）。地券と言えば青色の地券（写真4）をイメージするが、徳島県では改正地券が発行された当初は茶色の洋紙、その後は青色の洋紙で地券が発行されたようである。そして明治二十二年（一八八九）の土地台帳規則の公布により、地券制度は廃止され、地租の徴収は土地台帳に記載された地価を基準に行われることになった。地券が発行された期間はずかには十八年間だが、当館は改正地券を中心に多数の地券を所蔵している。

図で示された 地租改正

土地の所有について把握する方法は、明治時代も現代も大きくは変わらない。区画や面積を明らかにし、それが誰の所有であるかを調査し、記録する。それがリスト化されたものが「台帳」であり、視覚化されたものが「図（地図）」であ



▲写真1 実地丈量見取図面簿



▲写真2 名西郡高原村地籍

すること、全体の面積を把握するのである。これら一筆図をいくつも合わせることによって、写真2のように、ひとつの集落(字)の図が完成する。「地籍図」とも「字図」とも呼ばれる。地籍図には川や池、堤防など周辺地域の様子も描かれて

る。台帳への掲載のみでは、その土地がどのような形をしているのか、また集落内のどのあたりに存在するのかといった詳細までは把握できない。図はそれらを明らかにしてくれる。

写真1は「一筆図」と呼ばれる。「筆」とは実は土地を数える単位である。一筆・二筆と使う。例えば、ひとつの土地を二つ以上に分けることを「分筆」と言い、逆に二つ以上の土地をひとつにまとめることを「合筆」と言う。一筆図は土地をかたどっただけではない。内部に多くの三角形が見てとれる。これは「三斜法」と呼ばれる、土地の面積を求める方法だ。補助線によって描かれた複数の三角形の面積を合計

おり、地域の環境や、土地の大きさが相対的にわかる。

当館収蔵資料に「地租改正図面」がある。内容は地籍図と大差はなく、丁寧に区画されて描かれた枠内には地番と面積が記され、また「宅地」「畑」「社地」「荒地」「竹林」など土地の用途や状態について記され、色分けまでされている。興味深いのは、ぼつりぼつりと墓が表記されていることだ。墓は、余程のことがなければ動かさないものであるため、土地がもつ主たる特徴として捉えられていたのかもしれない。

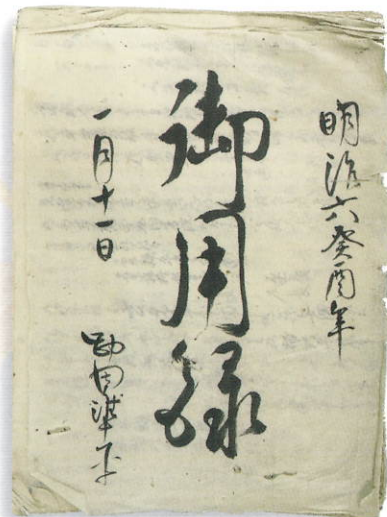
二つの地図にはサイズと紙質に違いが見られる。地租改正図面に用いられている紙は硬く、しつかりとしている。また、持ち運びを容易にするためだろうか、成人のほぼ手のひらサイズにまで折りたたむことができる。例えば、当館が収蔵する「名西郡高原村字東高原」の地籍図は、地域を二つに分け、紙を二枚用いて描かれている。対して同じ地域を描いた地租改正図面は、ひとまわり小さい紙に、きっちりと全域が描かれている。

役人や関係者が苦労して作成したであろうこれらの図だが、登録の脱落や重複、誤記載などの不備が確認されたため、再測量を伴う再調査が行われる。変革期であり、混乱期であったことがよくわかる。

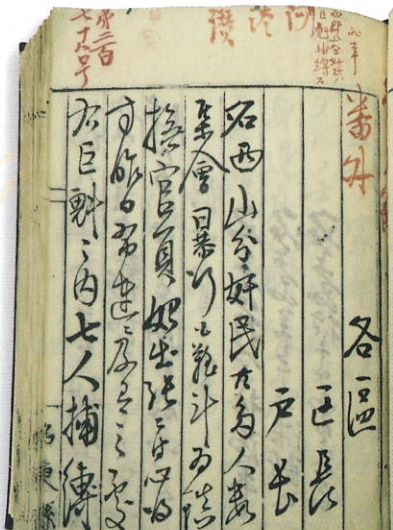
弥十郎騒動が 語りかけるもの

近代国家の建設をめざす明治政府は「学制」

「徴兵令」「地租改正」と新しい政策を打ち出す
が、これらは決して農民たちの期待したもので
はなかった。それを証明するかの如く、全国で
反対一揆が多発している。西讃でも大規模な徴
兵反対一揆が勃発するが、すぐに山城谷村、三
繩村（両村とも現三好市）に波及し、県は対応
に苦慮する事態となっている。この状況の中、
明治六年（一八七三）六月十五日に上分上山村



▲弥十郎騒動について記載のある御用録



▲県報に記されたリーダー捕縛の報告

（現神山町）の高橋弥十郎は、叔父峰本亀太郎と
ともに地券の発行と地租改正にともなう一連の
改革は従来の慣例を無視し、農民にとつて不都合
であるとして二度の陳情を行っている。しか
し弥十郎の願いは届かず、暴言を發し政令を批
判したとして拘留されている。帰村後、要求の
かなわなかった弥十郎は、村の仲間と地券発行
反対と訴訟の準備を進めた。しかし、県は弥十
郎の身柄を拘束し、この動きを封じ込めようと
したことで、対立はますます激しさを増して
いった。そんな中、弥十郎は「吾ノミナラズ諸
君モ亦危シ」「事此ニ至ル只簀笠ヲ着シ竹槍標
欄繩ヲ携フ一策アルノミ」と、蜂起を呼びかけ
騒動へと発展している。（『名東県歴史』）この
村人たちの動きは直に県庁に急報され、対応が
行なわれる。報告を受けた県はすぐに県庁官吏
七名を派遣し説得を試み、その後も多くの官

吏・邏卒^{らそう}、公募の旧士族らを派遣し鎮圧に当
たっている。
その結果、弥十郎と山下弥平は脱出するが、
残りの指導者は逮捕され騒動は一応鎮静してい
る。一方、高知に逃れた弥十郎は高知県令岩崎
長武^{ながたけ}に訴えるが聞き入れられず、拘束された。
その後、身柄は徳島県側に引き渡され、弥十郎
を始めリーダー五名が厳しく罰せられ騒動は終
結している。

後に、この騒動に対し、上分の元戸長栗飯原
太郎兵衛は、「神領村警察分署」の「報告探聞
書」に記された弥十郎騒動は不正確であるとし、
弥十郎事件の顛末^{てんまつ}書付を著している。そのなか
で、「久敷徳川政治ニナレタル旧慣ナレバ、山間
簡素ノ人民共ハ政令ノ不服ナキニアラズ、弥十
郎ノ云分理ナキニアサルモ、大政ノ向フ処ヲ
知ラザルハ愚ト云ノ外ナシ」と弥十郎の言動は
理解出来るが、時局を顧みない「愚」な行為と
している。しかし、上分地方の一古老の、「私の
祖父はこの時参加しなかったが、弱冠十四歳の
少年であつたので同行を望んだのに連れて行つ
てくれなかった」（『神山町史』）との言葉は、こ
の騒動にかけた村人たちの熱き願いを垣間見る
ようだ。そこからは、地租改正に象徴される新
政府の御一新は、厳しい収奪と貧困に苦しむ村
人たちの救いとは決してならず、むしろ農民た
ちの生活を圧迫している様に思える。

展示資料一覧

No.	表 題	年 代	資料番号
年貢から地租へ			
1	日開村絵図	文久3年(1863)	エノモ00423
2	板野郡竹瀬村宝永五年御検地帳之内御給知書抜帳ひかへ	安政7年(1860)	キノウ00803-2
地租改正条例と徳島県			
3	地租改正法	明治6年(1873)	タカミ01855
4	明治八年 管内布達 第一五八号 地租改正人民心得書地位地価取調ノ件	明治8年(1875)	K200600283
5	今般勝浦那賀海部郡三郡(地租改正係より官民有地取調べの達し)	(明治前期)	ツユク00663
6	改正調村々心得方	(明治期)	トミナ04754
7	小野寺庫雄(辞令・阿波国地租改正総代委員)	明治11年(1878)	オノテ00586
さまざまな地券			
8	今般永代売買(通達・土地永代売買許可につき質入地と地券交付の規則の件)	明治5年(1872)	モリ00068
9	地券之証	明治6年(1873)	タカミ00893
10	証(地券書替証印税受取)	明治9年(1876)	アヘケ00138
11	地券台帳 三	明治21年(1888)	コマツ00301
12	地券	明治13年(1880)	タカミ00894
13	地券	明治13年(1880)	ミヤケ00502
14	地券	明治21年(1888)	ミマケ00439
図で示された地租改正			
15	実地丈量見取図面簿 第壹号 壹番ヨリ百七拾五番至ル 高原村池北郷	明治9年(1876)	上田家文書
16	名西郡高原村地籍第三号 字東高原図ノ二	(明治初期)	上田家文書
17	高原村字東高原 地租改正図面	(明治初期)	上田家文書
18	土地台帳整理要録	明治19年(1886)	イワム01628
19	大正十五年度改 土地台帳	大正15年(1926)	コマツ03317
弥十郎騒動が語りかけるもの			
20	御用録(権令から出された弥十郎騒動への対応)	明治6年(1873)	カンタ00118
21	(弥十郎事件の顛末書付・下書)	大正4年(1915)	アイハ01827~01830
22	名西郡上山村下分(上山村騒動弥十郎捕縛のため出張命令)	明治6年(1873)	オノテ00523
23	小野寺庫雄外2名(褒賞・西讃騒動・山城谷・上山村弥十郎騒動に付・写)	明治6年(1873)	オノテ00563
24	高橋弥重郎地券名浮株全控	明治6年(1873)	アイハ00991
25	明治六年 管内布達 第二七八号 右巨魁捕縛鎮静ノ事	明治6年(1873)	K200600280
26	明治六年 管内布達 第三七九号 讃岐阿波暴挙ノ徒処刑ノ事	明治6年(1873)	K200600280

※資料保存のため展示品の一部を替えることがあります。

第66回 企画展

「地券と土地台帳

—地租改正150年—」

令和5年8月1日 発行

編集・発行 ● 徳島県立文書館

〒770-8070 徳島市八万町向寺山

電話 088-668-3700

FAX 088-668-7199

印刷 ● (協)徳島印刷センター

〒770-8056 徳島市問屋町165番地

電話 088-625-0135

担当職員によるやさしい展示解説

日時 / 8月20日(日)・9月13日(水)・10月7日(土)

いずれも 午後1時30分～午後2時30分

会場 / 文書館 2階 講座室・展示室